

# 横山幸次

区政報告  
ニュース

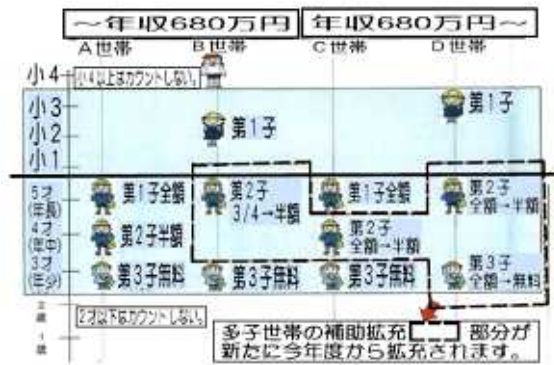
## 545

2014年7月27日  
発行 日本共産党区議団  
3802-4627  
fax3806-9246  
✉ arajcp@tcn-cat  
v.ne.jp

町屋相談室  
荒川区町屋5-3-5  
3895-0504  
✉ yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログ・ツイッターをご覧ください。横山幸次で検索して下さい。

# 子育て支援は… 幼稚園の保育料補助が 多子世帯で対象を拡充へ



## 国の財政負担の拡大が必要で 幼児教育無償化との関係は…?

政府は、幼稚園の多子世帯向け保育料軽減の対象を拡大し、今年度4月に遡って、負担を軽減します。(左図)

これまで、所得制限があったり、第一子が小学生か幼稚園かで第二子・第三子の補助額が違っていました。

今年度からは、第一子が小学生(1〜3年生の場合)の第二子の補助を拡大することと所得制限も撤廃されます。

これによって、私立509人、区立230人が新たに補助対象になります。約4800万円父母負担が軽くなり、年平均一人約7万円程度戻る計算です。国は、基準を示すことが中心で、財源の約8割は荒川区の負担。全国的には、財政負担ができない自治体も少なくありません。

さらに政府は、来年度5才児(年収約360万円以下)

の保育料を幼稚園も保育園も無料化する方針です。子育ての負担軽減は、切実です。

一方、政府が進める保育園・幼稚園の一体化や様々な議論がある「幼児教育無償化」との関係も浮かんできます。

しかしいま必要なのは、子どもたちの成長にしっかりと責任をもった仕組みづくりと国の財政負担拡大だと思います。



## 自民、公明など「憲法改正を求める」 意見書を強行…区民の願いに背

6月区議会に「憲法改正の早期実現を求める意見書」を自民党区議団が提案。7月11日の最終本会議で採決され、自民党(12)・公明党(6)・藤沢区議、小坂(英)区議、浅川区議が賛成、日本共産党(6)、民主党(3)、元気クラブが反対で残念ながら可決されました。共産党は、反対討論で平和憲法を守ることを訴えました。

これは、集団的自衛権の強行などによって、国民の中で憲法改正に反対の世論が多数となる中、自民党本部が各自民党地方議員団に憲法改正の世論作りとして意見書提出を要請したものです。荒川自民がこれに応え、公明党も賛成。しかし荒川区民の多数の声は憲法改正ではなく、9条を守ることです。日本共産党区議団は、これからも、「憲法9条を守る」草の根の声を上げたいと思います。

## 裏面 「親なき後」の報告書、奨学金の返済など

### 定例法律相談会

8月の法律相談はお休みします...  
お急ぎの場合はご連絡下さい

お急ぎの場合は、北千住法律事務所  
の相談日などご紹介します。生活相談は、随時受け付けています。  
TEL&FAX 3895-0504  
不在時は、留守電へ、後で連絡します。  
区役所控室 3802-4627

## 荒川区聴覚障害者協会35周年式典に参加して 障害者福祉とともに震災復興と防災対策が大きな柱に

先日、荒川区聴覚障害者協会創立35周年記念祝賀会に出席。会場が目に入っただのは、協会が掲げる三本のスローガン。その一つが「手話言語法制定の早期実現」です。手話は、単なる日本語の表現方法でなく、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語です。2011年改正の障害者基本法には、言語に手話を盛り込みました。各自治体に制定を求める意見書提出を求める陳情が出されています。荒川区議会では、7月11日の区議会本会議で全会一致で手話言語法制定を求める意見書が可決。しかし、23区では、一部政党派の無理解もあって荒川など5議会にとどまっています。今後の推進が望まれます。同

時に、震災復興支援・災害時から命を守る防災活動の強化が目を引きました。災害時にもっとも大きな被害を受けるのは、弱い立場の方々です。災害時の情報伝達や地域のバリアフリー化など今後の区政の中で生かすべき課題です。

横山幸次





荒川区自治  
総合研究所

# 「親なき後」の支援に関する 研究プロジェクト報告書を作成・発表

## ☆保護者意識調査より（一部抜粋）

現在、お子さんはどこで暮らしていますか

	回答者数	%
1. 保護者（あなた）と一緒に住まい	241	82.5
2. 兄弟姉妹や親類と一緒に住まい	7	2.4
3. 一人暮らしの住まい	5	1.7
4. グループホーム	21	7.2
5. ケアホーム	14	4.8
6. 入所施設	1	0.3
7. その他	1	0.3
無回答	2	0.7
合計	292	100.0

地域の人たちから、子どもの障がいに対する理解や手助けを得られていると思いますか

	回答者数	%
1. そう思う	39	13.4%
2. ややそう思う	78	26.7%
3. あまりそう思わない	95	32.5%
4. そう思わない	66	22.6%
無回答	14	4.8%
合計	292	100.0%

「親なき後」に、お子さんはどこで暮らすと思いますか

	回答者数	%
1. 兄弟姉妹や親類と一緒に住まい	65	22.3
2. 一人暮らしの住まい	39	13.4
3. グループホーム	43	14.7
4. ケアホーム	28	9.6
5. 入所施設	24	8.2
6. その他	5	1.7
7. どこで暮らすか計画を立てていない	78	26.0
無回答	12	4.1
合計	292	100.0

## ※報告書で出された6分野の提言項目…

①住まい	グループホームの増設やサービスの拡充等
②身の回りの世話・相談	身近な事柄に対する相談、ILP作成支援、家族への支援の充実等
③成年後見制度	制度の周知、多様な選択肢の提示等
④収入・生計	年金や手当支給要件の該当者への啓発等
⑤就労	総合的就労支援の検討、就労機会の拡大、福祉作業所等の経営支援等
⑥社会参加	心のバリアフリーの推進、地域交流の更なる推進、障がい者スポーツの推進等

障害を持つ子を親が介護している場合、親なき後、その子が人生を送れるか、親にとつては、これが最大の不安・感心事です。

研究所によると個別のインタビューと区内障害者関連施設に子どもを連れてくる保護者へのアンケート（配布506、回収295）を実施し実態の把握から始まったとしています。

親なき後の最大のアイテムである子ども（詳細は区HPで）

子ども住まいについて「計画を立てない」方が26%に上っています。実際は日々の大変さでそこまで手が回らない方が多いと思いますが、今回の調査ではわかりません。今後は、ILP作成の中で把握することです。

今後の障害者福祉施策にどう生かすか区の対応が問われる報告書です。

## わがもの情報コーナー

### 奨学金返済で困った時は 猶予・月払い減額の相談を

ヨーロッパ諸国は、授業料無償化や給付型奨学金ですが、日本の場合、高学費と奨学金も事実上の「教育ローン」のようなもので卒業と同時に300～400万円の借金を抱えます。

在学中・災害・病気・失業・休職中、海外派遣・産休育休・外国で研究など経済的に大変で、支払い困難な方、返還が滞ったら早く相談しましょう。

【奨学金返還相談センター】

0570-666-301（ナビダイヤル）

一部携帯・IP電話・アナログ回線電話及び海外からの電話は

03-6743-6100（8時30分～20時00分）

月曜～金曜（土日休日・年末年始を除く）

減額返還制度	
適用期間中の返還	当初割賦金額の2分の1を返還する
返還期間	適用期間の2分の1相当分が延長される
最長適用期間	事由に限らず120ヶ月（10年）
更新時期	1年ごとの更新
返還期限猶予制度	
適用期間中の返還	返還はしなくていい
返還期間	適用期間相当分が延長される
最長適用期間	120ヶ月（10年） 災害・傷病・生活保護等は当該事由が継続している間
更新時期	1年ごとの更新

返済期間は延びますが延びた分の金利は取られません。

返還終了年月は延びますが返済総額は変わりません。猶予期間中は延滞金は取られません。

さかのぼっての申請も、受理されれば延滞金解消も可能です。

給与所得者は源泉の「支払金額」が300万円以下。確定申告書「所得金額」200万円以下が一応の基準。

経済的困難な状況の証明書等が必要です。日本学生支援機構のホームページで確認してください。申請願やチェックシートはダウンロード出来ます。

### ILPとは…

障害者の住居、日常活動、財産管理、収入などシミュレーションした包括的な「個人別ライフプラン」。このプラン作成を支援するとともに、親なき後のぎりぎりの対応でなく事前に準備することなど提言している。

## 臨時福祉給付金の申請について

消費税増税対策の臨時給付金通知が届いていますが、申請について本人確認などの問題が寄せられています…

本人確認は、免許証、パスポート、住基カードならどれか一つの写しを添付。それ以外だと国保証と介護保険証、後期高齢者医療証と介護保険証など二種類と指定。

振込口座の確認には、通帳やキャッシュカードの写しを付ける。

コピーを取りに行くのも不自由な方もいます。実施する以上は、もれがない対応が求められます。本人確認も含めて、できるだけ手続きを簡略化すべきです。

「扶養されているとなぜもらえないのか」「消費税を上げる見返りが、1度きりの1万円では納得いかない」などという声も少なくありません。

区の事務作業・委託費も1億円近く、職員の手もとられており、荒川区もたいへんです。

ここまで無理を重ねて「何のための消費税増税か」という声が出てくるのは当然です。

問い合わせは…コールセンターへ

電話番号 0570-057-035 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

